

秋田医学会会則

(目的)

第1条 本会は、医学の進歩に寄与し、各研究分野の交流を計ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会を秋田医学会と称し、事務所を秋田大学医学部内に置く。

(組織)

第3条 本会は、秋田大学医学部（附属病院を含む。）教官及び本会の目的に賛同する医師、医学研究者等をもって組織する。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学術集会及び総会
- 二 学術機関誌の発行
- 三 その他必要な事業

(会員)

第5条 会員は普通会員、名誉会員及び賛助会員とする。名誉会員は総会において推薦する。

(経費)

第6条 本会の経費は、会費、寄付金及び、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会員（名誉会員を除く。）は、会費を納入しなければならない。
- 3 会費の額は、普通会員1カ年3,000円、賛助会員1カ年3,000円以上（個人3,000円以上、団体20,000円以上）とする。

(役員)

第7条 本会の会務を処理するため、次の役員を置く。

- 一 会長
- 二 幹事 若干名

三 評議員 若干名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 幹事は、会長を補佐し、庶務、会計、集会及び編集については会務を分担、処理する。
- 4 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じ、会則変更その他の重大案件について審議する。

(役員の選出及び任期)

第8条 役員は、次の方法により選出する。

- 一 会長は、評議員会において選出する。
- 二 幹事は、評議員中より評議員会において選出する。
- 三 評議員は、会員中より総会において選出する。

第9条 役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(総会)

第10条 総会は、年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- 一 事業
- 二 予算、決算
- 三 会則の決定
- 四 その他重要な事項

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

附 則

本会則は昭和48年12月8日から施行する。
本会則は昭和60年11月5日から施行する。
本会則は平成5年6月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
本会則は平成9年6月11日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
本会則は平成15年6月2日から施行し、平成15年4月1日から適用する。